

令和7年9月19日

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：
熊本県熊本市東区佐土原1－16－37
(株)緑研
- 2 指名停止の期間：
令和7年9月19日 ～ 令和7年12月18日（3ヵ月間）
- 3 事実概要：
(株)緑研の当時代表取締役が、2020年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日に法人税法違反の罪で起訴された。
- 4 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第12号に該当することから、指名停止3ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第12号】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内